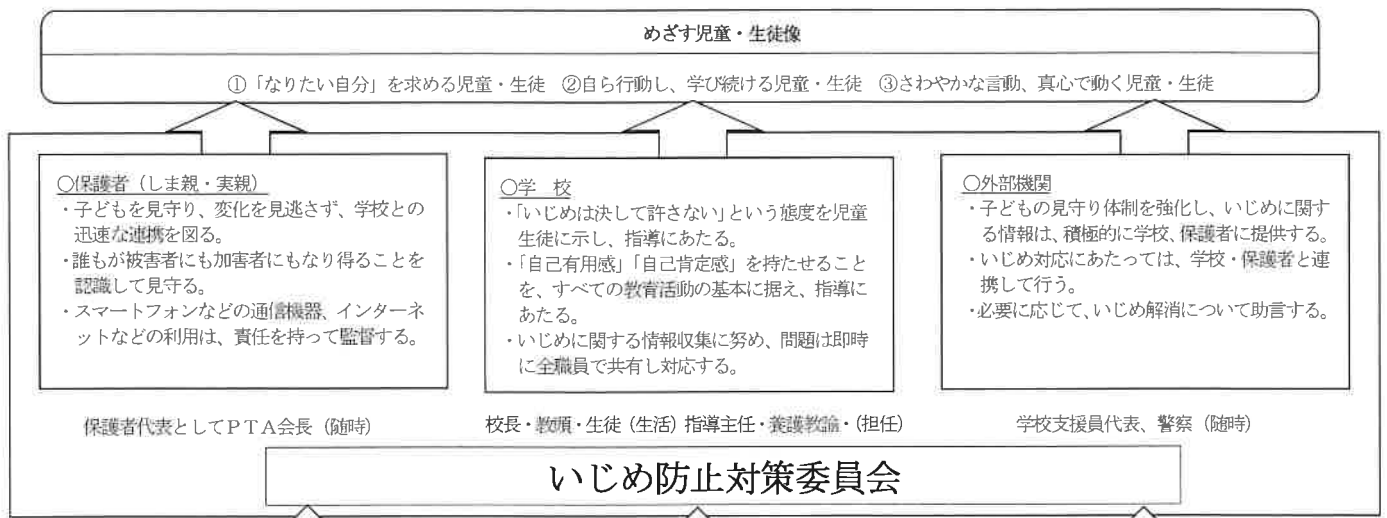


いじめ防止基本方針



	教職員の取組	児童生徒の取組	保護者等の取組
①いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決してゆるさない、いじめを受けた子どもは全力で守ることを宣言する。 ・極小規模校の利点を生かききめ細かな個別指導により、学力の保障と自己肯定感の向上を図る。 ・3つの約束（生命尊重・人権尊重・人格尊重）を発信し続け、相手を大切に思う気持ちを育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめをしないでください、見逃さない目、大人の力を借りて解決する力をつける。 ・「いいとこ探し」の活動を通して、他の良さをたくさん見つける。 ・インターネットなどの利用については、約束を守り、正しく活用する。 ・児童生徒会の活動として、いじめ撲滅に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果よりも子どもの頑張りを認め、自己有用感を高める家庭教育に努める。 ・家庭でのお手伝いなど仕事を設け、子どもの活躍の場を設定し、認め・褒めるなどの機会をつくる。 ・「ならぬことはならぬ」という態度を示し、毅然とした指導に努める。 ・インターネットなどの利用については、決して放任せず、決まりを設定した上で、正しく活用させる。
②いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の教育相談や生活アンケートを積極的に行い、得られた情報は速やかに全職員で共有し、即時対応する。 ・いじめに関する情報は、さいな事項でもすべて校長に報告する。 ・外部機関の相談窓口についても繰り返し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けたり、見たり聞いたりしたら、必ず大人に知らせようとする。 ・児童生徒会の活動として、いじめを相談できる体制づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から挨拶や会話を心がけ、変化に気づきやすい家庭環境を作るように努める。 ・子どもの変化を見逃さず、学校や関係機関への相談や連絡を躊躇せずに行う。 ・他人の子どもに対しても積極的な声かけに努める。
③いじめられた側に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは必ず解消できることを伝え、共感的な態度で接し安心感を与える。いじめの原因を本人に求めるようなことは絶対にしないことを確認する。 ・アンケート調査の実施なども含め、できるだけ正確な情報収集を行い、保護者に対して、①迅速丁寧な情報提供すること、②保護者の気持ちを受け止めること、③具体的な対応について相談すること、④家庭での対処について相談すること、などを行う。 ・教職員以外にも精神的な支えとなる人材に協力を依頼し、見守り体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを無くすという強い意思を持ち、正確な情報提供に努める。 ・自分以外の者に対するいじめについても情報提供に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人の保護者だけでなく、両親、祖父母等できるだけ多くの大人で情報を共有し、家庭での見守りを意識的にを行い、変化があれば学校や関係機関に連絡する。 ・いじめ解消のために、知り得た情報を学校に提供するなど、連携を強化する。
いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた側も、教わべき子どもであることを忘れず、いじめられた側の感情を伝えるとともに、事実関係の聞き取りを行い、丁寧な確認を行い、本人に納得させる。（犯人扱いは絶対にしない） ・保護者に対し、①丁寧に情報提供を行うこと、②保護者の気持ちを受け止めること、③学校側と同じような態度で接してもらいたいということ、などを伝え、事態を改善するために保護者・学校が協力して努力していく。 ・いじめとされる行為は即座に止めさせ、いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるという、毅然とした指導と対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼を取り戻すという未来を考え、正確な事実を伝える。もし、事実と異なる点があれば、冷静に伝える。 ・いじめられたと感じている者の心を素直に理解し、人との関わりについて、また、そのようなことをしてしまった自らの感情について客観的に振り返り反省する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人の保護者だけでなく、両親、祖父母等できるだけ多くの大人で情報を共有し、家庭での見守りを意識的にを行い、変化があれば学校や関係機関に連絡する。 ・問題解決のために、知り得た情報を学校に提供するなど、連携を強化する。 ・子ども一人の責任とせず、監督者として誠意ある対応に努める。
観衆・傍観者	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の実施等も含め、できるだけ正確な情報収集を行う。 ・観衆や傍観者にもいじめ発生の責任があることを理解させ、勇気を持っていじめを抑止しようとする「仲裁者」となる指導を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの解決のために正しい情報の提供に努める。 ・いじめを止めることは勇気のいる行動であり、弱さに打ち勝ち行動しようとする。 ・自らも当事者の一人であることに気づき、素直に反省する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との情報交換と連携のもとに、自分も当事者の一人であることを教え諭すよう努める。 ・積極的な「仲裁者」となる強く優しい心を持った大人となるような指導に努める。
④その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価においても、いじめ防止への取組について自己評価を行い、結果を学校支援会議に報告し、内容の改善を行う。 		